

# 須磨民商NEWS

**税務署から「収支内訳書」が送られてきています。**

## ★収支内訳書は提出しなくても申告は有効です★

収支内訳書とは、毎年税務署が青色申告でない白色の事業所得の確定申告書とともに提出を求めている書類で、収入や必要経費を記入し所得金額を計算する内容のものです。1984年の国会で、申告納税制度が改悪されましたが、改悪点の一つがこの収支内訳書の添付制度です。

所得税法の改悪で「…添付しなければならない」となりましたが、同時に次のような『附帯決議』もされています。

「記録・記録保存制度及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないように十分留意するとともに、適切な運用に努めること」

未提出者には税務署から「督促状」が送られてきていますが、提出しないからといって不利な取り扱いを受ける事はありません。

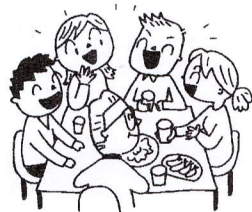
## 須磨民主商工会

### 第39回定期総会のご案内

日時 6月14日〔日〕午前10時～

場所 ヒバタウン板宿4階会議室

(板宿ダイエー)



※須磨民商の一年間の報告とまとめ、方針の決定、新役員の選出をする大切な総会です。

※往復ハガキにて出席の確認をさせて頂いています。

6月12日までに出席のご返事をよろしくお願ひします。

※総会后、懇親会も予定しています。ご出席宜しくお願ひします。

## 役員・世話役・商工新聞の配達に積極的にご協力下さい

須磨民商では会の運動をより活発にいくために、新たに役員や世話係になっていただき、民商運動にご協力いただきたいと思っています。(詳しくは、お近くの役員・事務局まで)